

特定行為看護師による胃瘻交換の現状

社会福祉法人 恩賜財団 済生会松阪総合病院
NST看護部 松井美貴 中井佐奈
管理栄養課 松本由紀
内科 福家洋之 清水敦哉

【はじめに】

国は医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を養成し確保していく必要があるとし、医療介護総合確保推進法により、保健師助産師看護師法の一部を改正し、平成 27 年 10 月より特定行為研修制度が施行された。

瘻孔管理関連の特定行為を修了した看護師が、院内で胃瘻交換を施行している現状を報告する。

【活動内容】

研修修了後、まずは特定行為ワーキングを立ち上げ、胃瘻ボタン及び胃瘻チューブ交換の手順書を作成した。手順書は厚生労働省が提示するものを基準にした。

対象患者は、造設後すでに胃瘻交換を一回以上済ませており、全身状態が安定した症例とした。バイタルサインを（体温 37.5℃未満、SpO2 90%以上、呼吸数 30 回/分以下、収縮期血圧 90mmHg 以上、200mmHg 未満）、具体的に設定することで安全に胃瘻交換できるように工夫した。その他、瘻孔から出血していない、交換前のボタン/チューブの可動性が良好である等詳細に記載し、安全に実施できる範囲を決めた。胃内に留置できたかの確認のため、ガストログラフィンによる造影を施行した。現在、実習中からの症例を含め 51 件の胃瘻交換を実施した。

また、特定行為だけでなく、NSTに参加することにより胃瘻造設時から継続的な栄養管理も行えるようにした。胃瘻造設症例はすべてNST症例として栄養アセスメント並びに栄養メニューの検討を行った。退院後は、半年毎の胃瘻交換の際に栄養剤の種類、量、白湯の量、注入方法、経口摂取の状況、排便状況、胃瘻トラブルの有無、入院の有無などを評価することとした。

【おわりに】

特定行為を通して、病院と地域のさらなる連携強化により胃瘻患者のQOL向上に貢献したい。